

平成24年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年10月 5日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 0名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時05分）

日程第1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、会期日程第6日に各常任委員会の審査に付託した、議第72号から議第79号までの補正予算案及び条例関係等22件、決算認定14件、及び継続審査となっている各常任委員会、各特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：11番 遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は閉会中の9月11日、12日、13日、の3日間、平成24年第3回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。また、今定例会会期中の10月2日、3日、4日の3日間、付託になった議案について、所管課長及び関係職員の出席を求め慎重審議いたしました。

審査の結果は別紙のとおり、いずれも全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告いたします。

平成 23 年度の決算関係では、各会計とも黒字決算となっているが、一般財源からの繰り入れによる帳尻あわせが多く、町財政を圧迫していることは否めない。行財政改革の観点からも、更なる経費節減と事業の効率化が求められるものです。

また雇用の創出、町の振興のためには国・県の制度を活用しながら積極的な投資も必要であります。

監査委員からも指摘がなされたが、町税はじめ負担金、分担金、使用料及び手数料等の滞納処理については、全庁あげて滞納徴収業務に励んでおり成果をあげて来てはいるが、滞納額も合わせて 3 億円の大口に達し深刻であります。今後とも徴収業務に努力し、新たな滞納金の発生防止に努めるよう求めたところです。

続いて、補正予算関係です。

議第 72 号の一般会計補正予算、農林水産業費の鮮魚運搬船の建造費は、2 億 8,800 万円余りで大半は国の補助金であります。『姫島』が老朽化したための代替船建造費であります。当初、平成 25 年度の計画で事業申請の予定であったものが、国の予算の関係で急遽、今年度に予算化が決定したものであります。水産業振興上不可欠な船であります。新しい事業を始めるにあたり、情報が入ったときは速やかに議会にも報告し、情報を共有するよう求めたところです。

総務費の一般管理費のうち、温泉利用推進検討委員会運営費の 9 万 9 千円は、隠岐温泉 GOKA 利用促進を検討するものであり、民生費の社会福祉総務費の隠岐温泉 GOKA 管理運営事業において予算措置されるべきものであり、12 月定例会の補正予算で科目組み替えをするように指摘をいたしました。

農業公社は、農業振興策、新法人の職員および設立準備等は理事会と了解をしております。今後は、退職者の条件、退職者の取り扱い及び組織形態の協議を残しております。

調査事項については、まちづくりと地域産業の振興について、人材の育成確保の面からも島内中高卒者の新規採用はとても重要であります。計画されている町の施策を周知して、地元企業が一人でも多くの雇用を支えることができるよう後押しするためにも速やかに要綱を整備するよう促したところです。

まちづくり対策事業、地域産業の振興に関する調査については議会閉会中も引き続き調査研究を続けてまいります。

続いて、行政視察の報告をいたします。

当委員会は8月27日、28日、29日、30日の4日間、和歌山県串本町に出かけて視察をしてまいりました。

自然を活かした海中公園等の観光業や、修学旅行生の受け入れ状況、観光交流人口拡大による町の活性化状況等を調査し、隠岐の島町の観光振興施策に反映させることと、和歌山県が取り組んでいる水産試験場での魚介類の増養殖状況と製品ブランド化状況に学び、隠岐の島町の水産業振興に反映させたいとの目的であります。

隠岐の島町は、観光を基軸に第一次産業の振興に取り組んでいるが伸び悩んでおり、何とかよい方策を見出さなくてはなりません。串本町の取り組みの中にも隠岐の島町でも十分に取り組める参考事例が多数見られました。

串本町は、紀伊半島の先端、本州最南端の町であります。

面積は135.8平方キロメートル、人口は18,436人、今年7月末現在であります。交通アクセスは、新大阪からだとJR特急線で約2時間40分、年間に約100万人の観光客が訪れ、内、約30万人の宿泊客があるそうであります。

1番目、地域活性化の取り組みでは、まちでは「観光立町串本」を掲げ、観光と地場産業とリンクして相乗効果を上げる新産業創出を支援しております。

地域の特性である優れた自然環境を活かした、体験型観光を呼びかけ、エコ・ツーリズムの形で実施しています。観て、聴いて、触れる、体験型観光では、キャンプ体験を始め、無人島・シーカヤック体験、カヌー体験、ダイビング・シュノーケリング体験、トビウオすくい体験、本マグロ養殖体験、鯨のウオッチング体験等、さまざまな体験プログラムを通して地元の人々とのふれあい、“深くまちとふれてもらおう”というものであります。

また、昭和45年に串本海中公園をオープンさせました。海中展望塔を始め、海中観光船、水族館、串本ダイビングパーク、ウミガメパーク、研究所やレストランなど一連的に整備されており、この施設を訪れる観光客は、年間約30万人であります。

2番目に、串本町の特徴的な取り組みでありますか、平成19年度からは教育旅行の誘致に取り組み修学旅行生を受け入れております。本町でも行ってありますが、平成19年度は3校698名、翌年20年度は13校2,651名、21年度15校2,066名、22年度は16校2,342名、23年度は20校2,633名の実績であります。また本年度は11月までの予約も入れて、18校2,705名の予定であるそうです。温かい家庭の雰囲気を感じられる串本ならではの田舎暮らしを体験、民泊を組み合わせてあります。

民泊は80戸の会員登録があり、約300名の宿泊受け入れが可能であるそうです。約25種

類の体験プログラムの中から選べるシステムになっており、串本ファンになってもらい将来リピーターとなる期待が寄せられています。全校全員が民泊を体験できるわけではありませんが、高齢化が進む中で、今後更に民泊のホストファミリーの確保が課題だそうです。

3番目に、漁業振興への取り組みであります。

串本ブランドの確立とは、串本の産業から作り出される魅力あふれる産品をブランド化し、高い品質と安定した価格で市場に供給することで、町の活性化を図り、全国に串本産品の良さを浸透させる取り組みであります。“しよらさん鯉”は、すでにブランド名で呼ばれ串本の名を全国にとどろかせています。第2、第3のブランドの育成を図りながら産業振興による雇用創出を図っておりますが、畜養施設や幼稚魚育成施設等の建設により、“つくり・育てる漁業”に取り組んでいます。

また黒マグロの完全養殖に世界で初めて成功した近畿大学水産研究所や、和歌山県水産試験研究施設等との連携により産業振興を進めて、雇用の創出を図っています。

果樹・花卉などを中心とした農業や、良質な杉・檜等を生産する林業、さらには新鮮な海の幸を使用した加工製造業も安定した生産のため生産基盤の強化を図っております。

隠岐の島町でも、ジオパークも含めて、教育旅行として更なる体験メニューを整備することで、より魅力あるプログラムが提供でき、より多くの修学旅行生の誘致が可能だと確信をいたしました。

水産物や農産物でも、島ならではの隠岐の島町ブランド品を開発し、全国発信することも十分可能であり、生産基盤の整備が望まれるところであります。未使用となった給食センターを活用するのも地域活性化の一つかもしれません。

研修最初の日ですか、8月27日大阪伊丹空港到着後に、豊中市役所を表敬訪問しました。議長、副議長様が対応して下さい、日頃からの交流に感謝の意を伝えるとともに、今後ますます互いの交流を促進させ、友好親睦を深められるようお願いを申し上げたところです。

串本町に戻りますが、串本町は、地震津波災害に対する対応策が図られており、視察研修のために訪れる自治体が圧倒的に多いそうです。

町では日頃から「津波に対する心得」を全町民に徹底させるのは勿論のこと、観光客やレジャー客にもわかりやすく知らせる工夫をしています。串本町での視察研修の資料は事務局に備えてありますのでご覧下さい。以上報告といたします。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託をされました、平成24年度一般会計及び各特別会計補正予算、福祉医療費助成条例の一部改正と、平成23年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定など20案件の審査と、所管の調査事項並びに行政視察について調査をいたしましたので、審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の7月20日、8月30日、9月11日、12日、13日、14日と会期中の10月2日、3日、4日の9日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

また、8月20日から22日には、和歌山県みなべ町を訪問し、国保事業や保健事業、特に健康づくりについて行政視察を行いましたので、あわせて報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計補正予算については、特に意見・指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、条例改正についてであります。

今定例会で最大の課題であります、国民健康保険税条例の改正についてであります。被保険者の高齢化、医療技術の高度化等による医療給付費の増加や介護納付金が増加傾向にあり、一方で、被保険者数や所得の減少等により保険税収入は減少し、国保運営は厳しい状況となっております。

対応策として基金の投入でありますとか、また、国保税滞納の問題等もあり、慎重に審議いたしました。この度の改正による値上げは止むを得ないものと判断をし、全会一致で「可決すべし」といたしました。

しかしながら、以前から指摘をしておりますように、特定健診の受診率は4.4パーセントとこのように低く、医療費削減のためには、受診勧奨・保健事業の強化は最重要課題であります。そのためには、組織の再編や医療費削減計画を樹立するなど、早急に対応するよう指摘はしておりますが、ここで改めて強く要望しておきたいと思っております。

その他の条例改正につきましては、法改正に伴い所要の改正を行うものであり、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、決算関係についてでございますが、これも全会一致で「認定すべし」といたしました。主な意見・指摘事項等について申し上げます。

まず、民生費関係でございますが、保育料の徴収につきましては、年々滞納者も減少して

来ており、関係者の努力につきましては評価するものでございます。しかしながら、卒園後の徴収が困難であるとのことで、更に努力するよう指摘をいたしました。また、子育て支援策は制度上の施策は導入しているものの、町独自の施策は保育料軽減程度わずかであります。“子育てするなら隠岐の島町”と言われるような、更なる支援策を検討するよう要望いたしました。

次に、衛生費関係では、特定健診・がん検診の受診率は依然として低く、「健康おきのしま21」で目標としている数値とは程遠い状況であります。平均寿命を延ばすことも大切であります。健康で生き生きと暮らすためには健康寿命を延ばすことこそ人生の幸せであります。

医療費抑制のために創意工夫を凝らし、受診機会の拡大や受診勧奨方法など、魅力ある健診づくりを検討するよう指摘をいたしました。

次に、教育費関係であります。特に決算の中身とは関係ございませんが、今回ありました「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書」について申し上げます。

点検・評価委員の意見も入れたことは大変評価をしています。しかしながら、本年の評価委員は学校教員経験者3名だけであり、よりよい教育行政を展開するためにも、評価委員の選出にあたっては幅広く人材を求めると同時に、人員増も含め検討するよう指摘をいたしました。

その他といたしまして、決算全体に言えることですが、監査委員からの決算審査報告に対し、執行部では報告書の配布にとどまっているようであります。今後は、庁議または課長会等において、審査意見や課題等について検討・対応されるよう要望します。

次に、所管の調査事項について申し上げます。

まず、隠岐ジオパークの世界認定についてであります。今回、世界認定が見送られたことは大変残念であります。引き続き、認定に向けて態勢を強化するよう要望したところであります。そのためには、積極的な啓発活動、人材育成、島民全体が盛り上がり、島民がつくる隠岐ジオパークとなるような意識の醸成が必要であると考えます。

当委員会では、世界認定はあくまでも通過点、課題は、貴重な資源・財産をいかに活用するかであると申し上げてまいりました。

聞くところによりますと、「再審査には来ない、今後はレポートで判断する。」とのことであります。更に取り組みを強化するよう指摘したところであります。

次に、隠岐の島町教育文化振興財団のあり方についてであります。これにつきましても当委員会では、再三にわたって指摘したところであります。

6月定例会の委員長報告でも、財団が実施する事業において、計画と実績の差があまりにも大きな事業が存在しており、今後はしっかりと計画をするようにと申し上げてまいりました。しかしながら、問題は8月12日に行われた、「総合体育館創立10周年・東日本大震災チャリティものまねエンターテイメント・コロッセコンサート」の実施結果であります。

計画では、約2,040人の入場者を見込み、出演料700万円を含む741万円の計画だったとのことであります。しかし、実績では、入場者数は1,006人、目標の半数にも達しなかったとのことであります。結果として、著作権料の追加もあり、総事業費は769万円となり、収入は446万円、赤字分323万円は財団の基金から負担せざるを得なくなったとのことであります。更には、東日本大震災チャリティと銘打ちながら、被災地への支援は実施されていないようであります。

このように、基金である運営資金から多額の負担をすることが繰り返されようとしておりますが、このことは6月に指摘したばかりであります。数ヶ月も経たないうちに再び繰り返されるようなことは、全く反省の姿勢もなく、財団運営に問題ありとしか言いようがありません。このようなことが繰り返されれば、基本財産はたちまち枯渇してしまいます。

現在、財団では、公益法人化に向けた取り組みが進められておりますが、法人化どころではございません。

隠岐の島町における伝統文化の保存活用や文化芸術の振興などを、どのような態勢で取り組むかを含め検討することが必要である、そういった時期に来ていると私は思います。早急に対応するよう指摘しておりますが、改めて、教育民生常任委員会の総意として申し上げます。

最後に、行政視察について報告いたします。

当委員会は、本町の厳しい国民健康保険事業の医療費増加や介護給付費の増加等によりまして、町民負担も増加して来ており、医療費・介護給付費の抑制は最大の課題でございます。

本年8月20日から22日にかけて先進事例であります、和歌山県みなべ町役場を訪問いたしました。

まず、みなべ町の概要であります。平成16年10月に南部町と南部川村が合併し、人口は13,998人、これは平成24年4月現在でございますが、和歌山県のほぼ中央に位置しています。

総面積は120.26平方キロメートルで、約7割が林野、2割が農地であり、丘陵地には、日本一のブランドを誇る“南高梅”の梅林が広がり、また、日本有数の生産量と質を誇る“紀

州備長炭”は有名であります。

主な産業、特に、梅・備長炭・漁業でございますが、第1次産業である栽培、第2次産業の加工、第3次産業の流通、そういった全ての業態が整っており、この1、2、3は、足しても掛けても「6」になることから、業態・業種を超えて、それぞれが連携して産業全体を盛り上げて行くという意味を込めて6次産業と言ひ表し、海・山・川の恵みの中で、人が輝く快適な“まちづくり”を進めているとのことであります。

まず、国民健康保険事業についてであります。

予算規模は、平成22年度決算額で19億6,000万円であり、本町とほぼ同規模でございます。歳入においては、保険税の収入が事業費の28.5パーセント、隠岐の島町の場合は、19.5パーセントです。国県交付金は50パーセント、隠岐の島町は60パーセントで高くなっています。

保険税収入が占める割合が多い要因として、被保険者が多く、更には被保険者の所得が高いようであります。被保険者数は、6,577人のうち、人口の46.9パーセントを占めるようで、隠岐の島町は29.7パーセントであります。そのうち梅農家は44パーセントを占め、梅農家は、1,000万円を超える所得があるとのことであります。

歳出では、医療費総額が11億8,700万円、隠岐の島町の場合は、11億1,300万円とそう変わりはないのですが、和歌山県では低い方に類します。

また、保健事業につきましては2,330万円が支出をされておりますが、隠岐の島町はその半分の1,200万円と、みなべ町の場合は2倍の保健事業に取り組んでいるという状況であります。

1人当たりの医療費は181,350円と、和歌山県平均の254,181円を大きく下回っており、更に加えて言いますと、義務教育終了までの医療費は無料となっております。

次に、保健事業の取り組みであります。 “梅と健康”をキャッチフレーズにして、梅の殺菌効果や色々な健康作用を紹介するとともに、町民に対しては「人生幸福の原点は健康」と、健康意識の高揚を図っております。また、国民健康保険、健康増進、高齢者福祉等、全てを保健福祉課が担当することで、連携を取りやすい体制となっております。

特定健診者の対象につきましては、若年層にも関心を持ってもらうために、35歳から75歳までの被保険者に対象者を広げ、特定健診とがん検診を同時に実施をしたり、健診の実施時期を農繁期を避けて実施することで、受診率は実に36パーセント、隠岐の島町は先ほど申し上げましたが4.4パーセント、(みなべ町は)高い現状ではあります。更には、受診率を上

げるよう努力したいとのことであります。このことについては、大変感銘を受けました。

また、特定健診受診者に対しては、商店街で使えるポイントが発行されておりまして、行政だけでなく、企業・地域も協力しているのも特徴的な取り組みであります。

視察を終えた感想でございますが、国保事業では、被保険者の所得が高く、保険税収が多いため、安定した事業展開ができ、保健事業にも多額の経費を当てることができることは、第6次産業の推進として取り組んで来た成果であり、また、町民の健康意識の高揚は、行政のやる気が大切であり、行政・企業・地域が一体となって健康づくりに取り組むことが必要であると感じました。

そのためには、本町においても、真剣に健康づくりのための組織の再編・推進体制の確立を図ることは急務であります。

“人生幸福の原点は健康”健康であんきに暮らせるまちを実現したいものであります。

以上、行政視察報告を終わりますが、関係資料は事務局に保管をしてありますのでご覧頂きたいと思っております。

最後になりますが、調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」は、議会閉会中も、引き続き、調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

以上で「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会中間報告

「特別委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、行財政改革特別委員長の発言を許します。

行財政改革特別委員長：3番 平田文夫 議員

3番（平田文夫）

行財政改革特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の4月27日、5月18日、9月19日、6月定例会の22日と、本定例会、会期中の9月27日の5日間開催し、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項」について、教育長・生涯学習課長他、関係者の出席を求め、慎重に審議いたしましたので、その経過について報告いたします。

4月27日開催の委員会では、平成24年度における行革関連事項の検討スケジュール等について説明を求め、また、隠岐の島町教育文化振興財団が行っている賛助会員の募集・加入状況についても説明を求め、意見交換を行いました。

5月18日と6月22日の委員会では、教育文化振興財団の寄付行為についての手続きのあり方、また、公益法人移行に向けた検討状況について報告を求めました。

教育委員会では、文化財の保存は教育委員会で行い、その活用・振興は財団が行う方向で検討しているとのことでありますが、基本財産も1億3,500万円まで減少してきており、財団のあり方についても、検討組織を設置して検討するよう求めたところであります。

9月19日と27日の委員会では、8月12日に行われた、「隠岐の島町総合体育館創立10周年東日本大震災チャリティコンサート・ものまねエンターテイメント・コロッケコンサート」の実施状況について、教育長・生涯学習課長から説明を求めました。音楽・演劇鑑賞を始め、本物志向で各種行事を展開することは理解できますが、今回のコンサートのような興行は大きなリスクを伴うものであり、財団の理事会・評議員会でも議論があったようですが、当委員会でもコロッケコンサートの実施については、実行委員会も設置せず取り組むことに、委員の中からも疑問視する意見もありました。

計画では、昼の部、夜の部で約2,040人の入場者を見込み、出演料700万円を含む741万円の計画だったとのことであります。しかし、入場者は、昼の部で477人、夜の部で529人、合計1,006人であり、目標の半数にも達しなかったとのことであります。

結果として、当初計画になかった著作権料の追加もあり、総事業費は769万円となり、収入は446万円で、赤字323万円は財団の基金から負担せざるを得ないという状況であります。

6月定例会において、財団の経営状況報告書を常任委員長報告で報告しておりますが、計画と実績の差があまりにも大きく、結果として基金である運営資金を流用する、そういうことが繰り返されております。

このように、6月の指摘事項が短期間で検証もせず、再び繰り返されることは、全く反省の姿勢もなく、財団運営に問題ありとしか言いようがない。これは、大きな問題であります。

当委員会では、未だ結論には至っておりませんが、所管である教育民生常任委員会においてしっかりと、この財団の体質、運営、今後のあり方について慎重に議論して頂くようお願いしたところであります。

以上で、中間報告を終わりますが、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項について」は、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

議長（池田信博）

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

2番(前田芳樹)

竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の9月19日と会期中の9月27日の2日間委員会を開催し、所管事項について調査等をしたので、その主なるものについて報告をいたします。

9月19日及び9月27日の委員会においては、まず、「竹島の領土権を確立するために国の早急な対策を求める意見書」これを所管自治体である隠岐の島町の議会からも、政府に提出してはどうかとの意見があり、協議の結果、委員全員賛成で提案者へ報告することといたしました。

この件については、既に9月26日の定例会本会議に議員発議で提案をされ、議員各位の深いご理解のもとに賛成多数で可決され、9月28日には政府の関係機関へ発送されるという運びとなりました。

次に、平成23年12月定例会において、議決され執行部へ提出してある議会からの要望事項3項目に関して執行部の取り組みはその後どうなっているか、執行部へ説明を求めました。

4箇所の標柱看板は、県に要請するとか、早く設置するべきではないか、啓発ポスターは県が発行したものをもらって、全戸配布をしてはどうかとの意見に対しまして、標柱看板は平成25年度と26年度の2か年に渡って、2基ずつ町の総合振興計画に盛り込んで設置するよう要望してある、ポスターについては、県に聞いてみるとの返答でございました。

ここに来て、にわかになく大きく進展して来た竹島問題の気運に対して、標柱の早期設置、パンフレットの全戸配布等、島根県へ早めに協力要請をするよう執行部へ指摘をいたしました。

次に10月14日開催の全国風揚げ大会への参加計画の進捗状況について協議をいたしました

た。“ 隠岐いぐり凧 ”に竹島返還に関するメッセージを託して大会に参加することとしておりますが、その準備は製作者の協力によりまして、順調に進んでいることを確認しました。また、町議会議員全員の参加のご案内をするべきだとの委員会の総意でありました。

次に、9月29日には、サンフランシスコ平和条約締結60周年記念植樹式が五箇地区区長会並びに久見漁師会の主催、島根県並びに竹島領土権確立隠岐期成同盟会の共催で、笠松牧野入口付近の、60年前に五箇中学校の生徒達の手によって植樹された記念樹の近くで開催されたので、当委員会からも参加をいたしました。

日本が、戦後の占領状態から開放されて、国際的に独立国家として認められたことを祝い、再び竹島で漁業ができることを喜ぶこの60年前の記念植樹を風化させず、竹島返還を願って再度挙げる記念植樹でありました。

現在の五箇中学校生徒たちと、60年前に植樹した当時の生徒たちが一堂に会しまして、参加者全員で杉の苗木を記念植樹し、標柱を建立しました。内外に向けて竹島問題を啓発するという点でも、大変有意義な式典でありました。

終わりに、島前3町村議会議員との連携を進める方法について協議をいたしましたところ、まずは、10月10日に松江市で開催される隠岐島町村議会議員研修会の後に時間を少し頂き当方から今後の連携を提案することとしました。

以上、中間報告といたします。

なお、付託事項について、議会閉会中も引き続き調査研究をしてまいります。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で「特別委員会の中間報告」を終ります。

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第72号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から認定第14号までの36件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を、一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

6番：小野昌士 議員

6番(小 野 昌 士)

私は、今回提案されています、議第84号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について反対でございますので反対意見を述べます。

今回の改正は、基礎課税の医療給付費等分の所得割を 1.1 パーセント、均等割分を 3,100 円、平等割 2,400 円、特定世帯 1,200 円、合わせて介護納付金課税額分の、所得割 0.3 パーセント、均等割り 100 円、平等割 300 円の引き上げを、平成 25 年 4 月 1 日より行うものです。一人当たり年税額 8,924 円、11.25 パーセントの賦課額の引き上げとなります。

町民全体人口からの国保対象者は 29 パーセントですが、国保は世帯で保険税を算定されるので、2,898 世帯ですから、町全体の世帯の割合は 40 パーセントとなります。

試算では、25 年度引き上げを実施して、保険税の増加額は 3,700 万程度でございます。現在基金が 3 億弱あります。そして未収金が 1 億強あります。現年課税を、徴収率を 95 パーセントで試算しています。全体の保険税が 3 億 9 千 700 万ありますので、平成 17 年から 19 年並の徴収率でありますと、97 パーセントぐらいは頑張ってもらえるというふうに思います。それに滞納繰越分の徴収率、現在 10 から 12 パーセントですが、これを 15 から 20 ぐらいまで頑張り、その不足分を基金で対応すれば、25 年度の引き上げは必要ないと考えております。

医療費の伸びが推定ですので、単年度的な考えは安定的でないと言われるかもしれませんが、ご承知のように、国保の加入者は島内の農林漁業者の個人経営の人、個人事業者、年金生活者が主であります。生活が厳しい人が多いと推察します。世帯の分布を見ても軽減対象者とそうでない世帯が大体半々となっております。

特に年金生活者は、現在、国の過去の物価スライド分で引き下げが行われております。国保税を引き上げる環境でないのが現状であります。

国保運営協議会の答申は厳しい財政運営であり、引き上げは適当であるが、負担が大きくなりすぎないように十分な配慮と、収納対策の強化を図るよう答申しております。

医療費削減の具体化や滞納額の減少を先送りして、“改正有りき”では納得できません。一人当たりの医療費は県下で一番少なく、健康で長生きの島、税金も県下では安く暮らしやすい島、そのような島づくりのためにも関係行政に携わる者が、今以上に知恵と汗を流す覚悟を持てば、25 年度の引き上げは必要ないと確信をしています。

どうか民を思う心ある議員の方のご賛同をお願いし、反対意見とします。

議長(池田信博)

次に賛成討論の発言を許します。

9 番：高宮陽一 議員

9 番(高宮陽一)

私は、教育民生常任委員会を代表して、議第 84 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例」に賛成の立場で討論いたします。

この度の国保税率の改定は、町民の安全で安心した暮らしを確保し、安定的な国民健康保険事業を運営するためには、避けては通れない課題であります。

国保中央会が7月20日、平成23年度の医療費速報を公表しています。それによりますと市町村国保は、前年度2.6パーセントの増、10兆8,618億円となっております。特に、調剤が7.0パーセント増と高い伸びとなっており、1兆9,129億円、2兆円に迫る勢いとなっております。

被保険者数は、0.7パーセント減の3,558万人と減少傾向であります。後期高齢者医療制度への移行や生活保護への流出など、社会情勢を反映したと見られるとのことでもあります。

また、一人当たりの医療費は、3.3パーセント増の30万5,276円、隠岐の島町は、31万5,626円となっておりますが、中央平均値を、1万350円上回っております。更には、受診率と一日当たりの点数の増加により、市町村国保医療全体が押し上げている、このような理由であります。

隠岐の島町における国保事業の現状も同様でありまして、3月定例会の委員長報告で報告したとおりであります。

隠岐の島町も、少子高齢化・過疎化に歯止めがかからず、被保険者数は減少するばかり、また、被保険者の平均所得も減少傾向にあるため、保険税収入も減少傾向にあります。更には、後期高齢者制度、介護保険制度への介護納付金も増加傾向にあります。このまま推移すれば、国保事業は破綻してしまい、多くの国保加入者・被保険者の医療と健康は守れなくなってしまいます。

確かに、保険税の滞納も1億400万円、これも町村合併の負の財産ではありますが、滞納発生防止や、徴収体制の強化をするのは言うまでもありません。

また、基金も3億4,400万円が存在しておりますが、保険税率の値上げは、国保加入者にとっては理解しがたい重たい負担となるかも知れませんが、基金の目的である“最悪の場合を想定しての基金”であり、加入者の生命と健康を守る最後の砦であります。

委員長報告でも申し上げましたが、今回の値上げについては、真に止むを得ないものと判断しておりますが、町民の皆さんが、健康で住みなれた地域であんきに暮らすためには、やはり保健事業の強化しかございません。そのことが、医療費の削減につながってくるものと確信しています。

どうか、町長もこのことを肝に銘じ、この態勢づくりにご尽力頂きたいと思いますが、そ

のことが、今回の値上げの代償であるところのように思います。

議員各位におかれましては、隠岐の島町の国保事業の現状をご理解頂きますようお願いを申し上げます、私の賛成討論を終わります。

議長（池田信博）

次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第72号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、議第72号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号「平成24年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」から、議第79号「平成24年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」までの特別会計補正予算関係7件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、議第 73 号から、議第 79 号までの特別会計補正予算関係 7 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 80 号「隠岐の島町防災会議条例の一部を改正する条例」から、議第 83 号「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」までの 4 件及び議第 85 号「隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 88 号「隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの 4 件、計 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 80 号から、議第 83 号及び議第 85 号から、議第 88 号までの 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 84 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 89 号「工事請負契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕」から、議第 93 号「町道路線の認定、変更及び廃止について」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 89 号から、議第 93 号までの 5 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 14 号「平成 23 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 14 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「認定すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、認定第1号から、認定第14号までの14件は、委員長報告のとおり認定されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査、調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

日 程 第 6、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了い

たしました。

本日は、これをもって散会し、平成24年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 14時05分)

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 24 年 10 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員